

議第170号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月12日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(手数料の種類及び金額)			(手数料の種類及び金額)		
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。		
種類	1件につき	件数区分等	種類	1件につき	件数区分等
(1)の部～(20)の部 (略)			(1)の部～(20)の部 (略)		
(21)の部 (略)			(21)の部 (略)		
(22) 戸籍の謄本又は抄本の交付	450	1通をもつて1件とする。	(22) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	450	1通をもつて1件とする。
(22)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	400	1符号をもつて1件とする。	(22)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	400	1符号をもつて1件とする。
(23) 除籍の謄本又は抄本の交付	750	1通をもつて1件とする。	(23) 除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	750	1通をもつて1件とする。
(23)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	700	1符号をもつて1件とする。	(23)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	700	1符号をもつて1件とする。
(24)の部・(25)の部 (略)			(24)の部・(25)の部 (略)		
(26) 戸籍の届出若しくは申請の受理の証明又は受理した書類に記載した事項の証明	350	1書類をもつて1件とする。	(26) 戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍の届書その他受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付	350	1書類をもつて1件とする。
(27)の部 (略)			(27)の部 (略)		
(28) 戸籍届出書類の閲覧	350	1書類をもつて1件とする。	(28) 戸籍の届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	350	1届書をもつて1件とする。
(29)の部～(59)の部 (略)			(29)の部～(59)の部 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。